

勝浦市の国民健康保険事業の運営に関する協議会会議記録

1. 日 時 令和7年5月13日（火）午後1時30分から午後3時まで

2. 場 所 勝浦市役所4階401会議室

3. 出席委員

佐藤委員（会長）、池内委員、石川委員、本城委員、長島委員、吉野委員、
久我委員、岩瀬委員

事務局

田中市民課長、小野寺税務課長、鈴木健康管理係長、原収納係長、山口課税
係長、吉野国保年金係長

4. 会議次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 審議事項

（1）勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

4. 説明

令和6年度決算見込みについて

5. その他

6. 閉会

審議事項

（1）国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

【事務局】

勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な改正点は、課税限度額の引き上げで、基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げます。介護納付金課税額に係る課税限度額は現行通り17万円に据え置き、合計の課税限度額は106万円から109万円になるといったものです。

令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までについては従前の例によるものとします。

【会長（司会）】

説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

【委員】

改定の理由と、限度額について上げる部分と据え置きする部分の理由を説明してください。

【事務局】

今回の改正は、地方税法施行令および国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年の 3 月 31 日に公布されたことに伴って、税条例を改正するものです。

【委員】

今回の課税限度額引き上げの影響をどのように把握しているか。

【事務局】

課税限度額は、税負担の公平性から、所得のある方に応分の負担をとということで徐々に上がってきています。

勝浦市の令和 6 年度の本算定時における限度超過世帯は 49 世帯でした。

限度額引き上げは、限度額に達している世帯以外には影響しないので、ほとんどの世帯には影響はないと分析しています。

【会長】

令和 6 年度決算見込み等について市民課長の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

【委員】

保健事業の特定健康診査等の事業の決算見込みが低い理由をご説明ください。

【事務局】

健診は夷隅医師会診療所に委託しており、その委託料が下がっているのが原因だと思います。特定健診は受診人数・受診率とも増加していますが、受診する全ての方が全ての検査項目を受診するわけではありませんので、委託料の決算見込は低くなっています。

【委員】

国民健康保険税の決算見込が当初予算より約 800 万円程度増えた理由をお願いします。

【事務局】

収納率は例年とかわりないくらいと思うんですが、現年分の調定が増加しているということです。

【委員】

歳入の県支出金が予算額に対して決算見込が 1 億 9,000 万ほど減った理由を教えてください。

【事務局】

主な要因は、市町村の医療費負担分として交付される普通交付金の減額です。歳出の療養諸費を見ていただくと予算額よりも決算額が大幅に減っています。交付対象である医療費が減ったことで交付額が減額になったということになります。

【委員】

逆に今の話でいくと、医療費が下がった理由をどのように考えていますか。

【事務局】

被保険者数の減と考えています。1人当たりの医療費は上がっていますが、被保険者数が想定よりも減っています。毎年200人ぐらい減っています。

【会長】

これをもちまして質疑を終了いたします。
その他として、事務局から。

【事務局】

当協議会委員の任期が令和7年5月31日をもって満了となります。

長島委員、本城委員、石川委員におかれましては、5月31日をもって任期の満了とともに退任されることとなりました。

皆様長きにわたり勝浦市の国民健康保険事業の運営にあたり、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

また、現委員の皆様には、各議案の審議等において大変お世話になりましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございました。